

適正な市場メカニズムと需給確保の在り方について

2020年6月11日

資源エネルギー庁

災害時の市場の在り方に係る検討経緯について

- 本小委員会では、2018年以降、災害時の市場の在り方について検討を行い、2019年12月に下記のとおり市場の停止・再開基準を取りまとめた。
 - ✓ 市場の停止基準：エリア全域で停電（ブラックアウト）が発生した場合
 - ✓ 市場の再開基準：ネットワーク機能が復旧した時点の翌日又は翌々日
- また、電力・ガス取引監視等委員会の制度設計専門会合において、2022年度以降、需給ひっ迫時にはインバランス料金を引き上げることと併せ、2019年12月に計画停電中、電力使用制限中のインバランス料金をそれぞれ200円/kWh、100円/kWhとすることが取りまとめられた。
- これらの市場停止・再開基準及びインバランス料金とを併せて導入することにより、価格メカニズムに基づいてDRや自家発電等の追加的な供給力を経済合理的に活用し、ひいては電力使用制限や計画停電の期間短縮、回避等につながっていくことが期待される。すなわち、これらの災害時の市場の在り方は、全事業者の努力を通じた電力の安定供給を目指すもの。
- 今年3月の前々回小委員会では、これらの市場停止・再開基準及びインバランス料金の導入時期を2020年7月とすることについて御議論いただいた。

(参考) 前々回の小委員会における議論

事務局からの「2020年7月運用開始」という提案に対し、委員から提出された主な御意見は下記のとおり。

- 災害時のインバンス料金の導入は、小規模事業者に不利な環境を作り出す懸念がある。災害時に、調達手段の限られる電源保有の少ない新電力にインバンス負担が偏在することは明らか。災害に備えた有効なヘッジ手段も見当たらない。
- インバンス料金に関係するコストを消費者側に転嫁することも考えられる。消費者への周知が不十分なまま進めれば契約時と話が違うなど、消費者問題や苦情につながるのではと心配する。
- 上限200円のインバンス料金体系が合理的であることは十分に議論した上で整理されたもの。電力システム全体が合理化されれば、全体としての電力供給の費用が下がり、消費者の利益になる側面もある。反対意見を理由に導入を後ろ倒すべきではない。

このような御意見に対し、事務局からは、下記の考え方をお示したところ。

- 計画停電や電力使用制限中は、需要が削減されることで需給バランスが改善しているため、社会全体では需給バランスが確保されていると考えられる。したがって、災害時に備えて先物取引等のヘッジ手段を活用し、供給力確保義務を果たそうとする小売電気事業者であれば、大きなインバンス負担が発生する蓋然性は低いと考えられる。
- こうした取引環境の確保に向け、市場への電源供出については、必要な量を上回る予備力を市場に抛出しない事業者がいる場合、電力・ガス取引監視等委員会において、市場監視を厳格に行うとともに、検証を行う。
- 需要家に制度をよく理解していただくことは必要。このため、資源エネルギー庁としても、需要家への周知に取り組んでいく。
- 近年の災害の発生状況を踏まえれば、いつ災害が発生するか分からない。したがって、速やかな運用開始が必要。



こうした議論を受けて、委員長に下記のとおり取りまとめていただいた。

- 事務局の提案を支持する意見があった一方、委員からはいくつかの意見があり、これに対して事務局から御回答がありました。
- たしかに、事務局の考え方にもあるとおり、事業者のためにも、需要家に制度をよく御理解いただく必要があると考えられるため、資源エネルギー庁において、需要家向け説明会を実施するなど、需要家への周知を行っていただくということで、私としては、前回は申しあげたとおり、この形でよいのではないかと考えています。
- つきましては、今回御提案いただいた令和2年7月1日とする方向で、事務局において必要な手続きを進めていただけますでしょうか。

【報告】パブリックコメントの実施について

- 前々回小委員会において取りまとめいただいた災害時の市場の在り方のうち、災害時のインバランス料金に係る省令改正について、4月9日から5月8日までパブリックコメントを実施。
- 災害時のインバランス料金の趣旨に関する意見を含め、6者から意見が寄せられた。
- パブリックコメントの結果及びこれらに対する考え方について、今後、次頁以降のとおり公表し、7月1日の施行に向けた準備を進めていく。

① 災害時のインバランス料金の趣旨・目的等について

- 災害時インバランス料金の趣旨や目的について、
 - ✓ 計画停電の回避等につながるという意見や、安定供給等の観点から早期実施が望ましいという意見があった一方、
 - ✓ 小売電気事業者の負担を懸念する意見もあった。
- P1で述べたとおり、今般導入する災害時の市場の在り方は、全事業者の努力を通じた電力の安定供給を目指すもの。引き続きこうした趣旨を丁寧に説明していく。

寄せられた御意見

災害時のインバランス料金については、一般送配電事業者が、計画停電の発生自体を回避すること、あるいは計画停電が発生しても、極めて短時間で計画停電が解消されることがセットであるべきで、一般送配電事業者にとって、計画停電の発生回避のインセンティブになっていることを今一度周知されたい。

これまでルールが定められていなかった災害時の取扱いについて、安定供給等の観点から制度設計された内容を早期に実施し、必要に応じて検証等を行っていくことが望ましいのではないかと。

新電力にとって、高額なインバランス料金を回避するための実効性のある方策が満足に出揃わない中で、今回計画停電時200円/kWh、電力使用制限中100円/kWhという懲罰的なインバランス料金を設定することについて、小売事業者に過度なリスクを押し付けるものであり、強く反対する。

御意見に対する考え方

御意見のとおり、災害時のインバランス料金制度と、ネットワーク機能の復旧後速やかに市場を再開するという市場の停止・再開基準を併せて導入することにより、価格メカニズムに基づいてDRや自家発等の追加的な供給力を経済合理的に活用し、ひいては電力使用制限や計画停電の期間短縮、回避等につながっていくことが期待されます。これらの災害時の市場の在り方に係る制度の整備を通じ、全事業者の努力による電力の安定供給を目指していきます。

本案に賛成の御意見として承ります。近年の災害の発生状況を踏まえれば、今後もいつ災害が発生するか分からないことから、御意見のとおり、災害時のルールを早期に導入し、全事業者の努力による電力の安定供給を目指していきます。

計画停電中200円/kWh、電力使用制限中100円/kWhというインバランス料金は、懲罰的なインバランス料金を設定するものではなく、電力・ガス取引監視等委員会の制度設計専門会合において、ひび迫時補正インバランス料金600円/kWh等を適用するという方向性の中、新電力への経営への影響を勘案した暫定的な措置等として設定されたものであり、この内容を含む「2022年度以降のインバランス料金制度について（中間とりまとめ）」はパブリックコメントを経て取りまとめられたものと承知しております。また、インバランス料金を回避するための手段としては、先物市場やベースロード市場の活用、常時バックアップを用いた供給力の確保、DRの活用等が考えられます。これらの手段を含め、各社で取り得る対応を組み合わせることで災害時のリスクに備えていただきたいと思います。

② 需要家への説明について

- 前々回小委員会において、資源エネルギー庁としても需要家への周知に取り組んでいくこととしていたところ、こうした周知の確実な実施を求める意見が寄せられた。
- 前々回お示したとおり、需要家に制度をよく理解していただくことは必要。
- このため、災害時のルール整備に係る趣旨や需要家の皆様への影響について分かりやすく説明するためのパンフレットを作成し、これを用いて、消費者団体に向けたオンラインでの説明会を実施することを予定している。

寄せられた御意見

第23回基本政策小委（資料6）において、事務局からの回答として、資源エネルギー庁が需要家向け説明会を実施することとしており、また、山内委員長が事務局案を了承するにあたって、この説明会実施を条件としている。したがって、災害時のインバランス料金は、この説明会の実施がなされて十分に事業者の理解を得られたと判断したのちに施行とすべきである。

消費者が、本制度のメリット・デメリットについて十分理解がされる周知方法について、関連団体等と協議を行ったうえで、新制度が施行される2020年7月までに、確実に周知がなされることを要望します。新型コロナウイルス感染拡大問題の収束が見通せず、制度施行前までに消費者向けの説明会等が実施できない場合は、2020年7月としている制度施行時期の見直しを含めて検討すべきであると考えます。

御意見に対する考え方

需要家の皆様に向けた説明については、災害時のルール整備に係る趣旨や需要家の皆様への影響について分かりやすく説明するためのパンフレットを作成し、これを用いて、消費者団体に向けたオンラインでの説明会を実施することを予定しております。

③その他の意見について

- ①及び②の意見に加え、
 - ✓ 市場への電源の供出やヘッジ手段の整備等、取引環境の確保が必要という意見や、
 - ✓ 7月の運用開始以降も、インバランス料金の状況や市場整備の状況について引き続き検討が必要という意見が寄せられた。
- 取引環境の確保に向け、市場への電源供出については、電力・ガス取引監視等委員会において、計画停電や電力使用制限が行われている状況下で、必要な量を上回る予備力を市場に拋出し
ない事業者がいないか等、市場監視を厳格に行うとともに、必要な検証を行うこととしている。
- また、2022年度以降のインバランス料金について、電力・ガス取引監視等委員会の制度設計専門
会合で取りまとめられたところ。この中で、2024年度以降の暫定措置終了後の扱いについて、
「暫定措置期間中のインバランスの発生状況やインバランス料金の状況、リスク回避のための手段
の整備状況などを確認した上で、必要に応じ、暫定的な措置の延長や段階的変更を検討する」
とされており、こうした観点を踏まえて引き続き検討が行われていくものと考えている。

(参考) ベースロード市場における取引について

- 2019年度にベースロード市場（以下「BL市場」という。）が創設され、7月、9月、11月に計3回オークションが行われた。
- 2019年度オークションの結果、全国での約定量は合計534.3MW（年間の電力量に換算すると約46.8億kWh）であった。これは、2018年度の常時バックアップ（※）の調達量（約100億kWh）の約47%に相当。
- 2020年度のBL市場取引も、昨年同様、7月、9月、11月に実施される予定となっている。

※常時バックアップの手続概要は下記のとおり。

- － 前日9時まで必要量を申請。
- － 月ごとに契約変更可能（2か月ほど前に契約変更申し込み）。

商品エリア	約定量年間合計 (MW)	約定量年間合計 (億kWh)	オークション約定価格 (円/kWh)			
			第1回	第2回	第3回	平均
北海道	27.8	2.4	12.47	12.37	12.45	12.43
東日本	308.6	27.0	9.77	9.95	9.40	9.71
西日本	197.9	17.3	8.70	8.47	8.70	8.62
合計	534.3	46.8	－	－	－	－

(出所) 「ベースロード市場の監視結果について」(令和元年12月9日 電力・ガス取引監視等委員会)より作成

(参考) TOCOMにおける電力先物取引について

- 2019年9月17日から東京商品取引所（TOCOM）における電力先物取引が開始。
- 東エリア・西エリアそれぞれについて、ベースロード・日中ロード電力の商品が存在。単位は月次であり、直近15か月分の取引が可能（2020年6月の場合は、2020年6月限～2021年8月限まで）。
- 先物取引開始以降の累計取引高（2020年5月末時点）の合計取引高は、約326,110MWhであった。

	合計（MWh換算）
2019年9月	2,894
2019年10月	2,388
2019年11月	21,709
2019年12月	17,875
2020年1月	144,241
2020年2月	19,782
2020年3月	34,586
2020年4月	36,732
2020年5月	45,901
合計	326,110

(参考) EEXにおけるクリアリングサービスについて

- 今年5月18日から、欧州エネルギー取引所（EEX）におけるクリアリングサービスが開始。
- 東京エリア・関西エリアそれぞれについて、ベースロード・ピークロード電力の商品が存在。単位は週次、月次、四半期、季節（10月～3月／4月～9月）、年次があり、それぞれ直近5週間、7か月、7四半期、4季、6年の取引が可能。
- 5月末時点までに下記2件の取引が成立。
 - ① 東京エリアベースロード（第3四半期）：11,040 MWh
 - ② 東京エリアベースロード（6月）：720 MWh